

## 使用権承継届 オンライン手続について

### 手続開始ページ

<https://ttzk.graffer.jp/city-kyoto/smart-apply/apply-procedure-alias/municipal-cemetery-succession>

### 1 手続きが可能な者

使用者本人	代理人
○	×

※ 以下の場合は、郵送又は持参で手続をしてください。

- ① マイナンバーの電子証明書を利用できない場合
- ② 代理人が手続をする場合

### 2 必要書類 (PDF・写真で提出する場合は、入力前にデータを用意してください。)

文書名	備考	提出方法		省略の可否	
		PDF・写真	郵送	京都市民	京都市民以外
1 墓地使用許可書	PDF・写真の場合は、使用できない状態のもの（「切断」・「×」印を付与など）	○	○	△ (紛失の場合可)	△ (紛失の場合可)
2 申立書	不要	—	—	—	—
3 誓約書	不要	—	—	—	—
4 使用者の死亡が確認できる書類	住民票(除票)の写し、埋火葬許可証のコピー、戸籍謄本 など	○	○	○ (使用者が京都市民の場合可) ※	△ (使用者の本籍・筆頭者が分かれる場合可) ※
5 使用者と承継者の関係が確認できる書類	承継者の戸籍謄本、使用者の戸籍謄本 など	○	○	○ (承継者が京都市民の場合可) ※	△ (承継者の本籍・筆頭者が分かれる場合可) ※
6 承継者の住所が確認できる書類	不要	—	—	—	—

文書4と5は、1通で両方の情報が確認できるものであれば兼ねることができます。

※同意がある場合に限る。